

◇ 令和5年度指定管理者事業評価書

施設名	南笠東まちづくりセンター			指定管理料(収入)	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	19,156,423円		18,678,579円	予算に対する実績は、収入100.7%、支出は96.5%と、共に確実な予算執行ができました。	指定管理2期目の初年度は、「運営基盤の確立」を方針に据え、運営にあたりました。
施設HPアドレス	http://center.minamigasahigashi.jp/		2年目	19,437,143円		19,436,911円	予算に対する実績は、収入100.3%、支出は99.8%と、共に確実な予算執行ができました。	指定管理2年目にあたり「利用者を見据えた運営」を方針に運営にあたりました。
指定管理者名	南笠東学区まちづくり協議会		3年目	19,338,853円		19,121,400円	予算に対する実績は、収入101.5%、支出は97.9%と、共に確実な予算執行ができました。	指定管理第2ステージ「利用者を見据えた運営」を継続し運営にあたりました。
指定期間	令和2年4月1日	～ 令和7年3月31日	4年目	19,390,910円		19,631,851円	予算に対する実績は、収入は97.5%、支出は97.2%と共に確実な予算執行ができました。	指定管理4年目を迎え「利用者を見据えた運営」を行いました。
評価対象期間	令和5年4月1日	～ 令和6年3月31日	5年目					

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入) まちづくりセンターは地域の諸団体が活動するまちづくりの拠点であり、また地域のサークルや団体が豊かな学びの場として利活用する施設であることから、利用者の利便性を図り、温もりが感じられる施設運営を行います。 施設管理目標(令和5年度) ・利用者満足度 3.5以上(5点満点、10点換算で7.0点以上) ・施設利用者数 12,000人/年間・登録利用団体数16団体 ・職員研修への参加回数 1人2回(延べ10回)以上		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入) 地域の特色に合わせた事業展開を行うことで地域住民の交流の拠点として適正な管理運営に努められた。 利用者満足度、施設利用者数、職員研修ともに当初目標を達成されておりますので、今後も更なる利用者満足度の上昇や施設利用者数の増加などを目指して、引き続き取組まれます。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入) 地域まちづくりセンター条例ならびにセンター運営ガイドラインに基づき、適正かつ利用者満足度を満たす運営を行うことができました。施設の管理目標である3項目(利用者満足度、施設利用者数、職員研修参加回数)いずれも、目標を上回りました。令和5年度はコロナ禍となりましたが、感染対策に留意しての運営に心がけ、コロナ禍以前のように利用者数を増やすだけでなく、地域に愛されまちづくりの拠点となるよう、利用者満足度の向上を図ることを中心に運営に努めました。 最終結果 ・4.3点(5段階評価) ・16,983人、16団体 ・1人 8.8回 参加(延べ44回)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証 (応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域の活動拠点である地域まちづくりセンターを中心として、地域における関係諸団体と連携し、地域住民とともに地域のまちづくりを包括しているまちづくり協議会が知見と経験を活かし、発展的に管理・運営ができるのは現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 地域住民を対象とした公的な役割が大きく、市場原理に左右されることは望ましくないことから、使用料制としておりますが、利用者数の増加を目指し、地域の活動拠点等として利用していただけるよう努めていた。	

◇施設に係る主な指定管理業務		◆評価基準	
(1)南笠東まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 (2)地域まちづくりセンター条例第1条の(南笠東学区における協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与する)目的を達成するための事業の実施に関すること。		☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
		☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
		☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
		☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
		☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務			
評価項目1	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価
	上半期評価	貸館利用にあたり、センター条例・規則に基づき適正に事務処理をいたしました。緊急時の対応としては、独自の緊急時対応マニュアルを作成し、職員への周知徹底と、年2回の消防避難訓練を行い、的確な対応ができるようにしております。(第1回の消防避難訓練については、6月に実施済みです。)	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	平成30年度より、デジタルサイネージを玄関入り口に設置し、当日の貸館状況やセンターの講座、まちづくり協議会事業などの案内や情報提供を行いました。その他、地域情報誌の発行(年6回、特別号1回)やホームページを開設し、情報提供、情報発信、利用促進に努めました。緊急時を想定した消防・防災訓練も計画どおり年2回実施しました。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆

施設および備品の維持管理等			
評価項目2	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価
	上半期評価	機器類の保守点検、維持管理業務については10種類と多岐に亘ることから、年度当初に専門業者に委託・契約し、年間維持管理計画を策定し進めました。6月には草津市から指導のあったファシリティマネジメントに基づき、建物の年間点検を実施しました。合せて修理が必要な不具合箇所を報告しました。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	設備、機器類の保守点検については、年度当初の維持管理計画に基づき実施してきたことから、大きなトラブルが発生すること無く、予定どおり実施することができました。修繕についても、パーゴラの塗装部分の劣化防止、腐食防止の観点から防腐塗装を実施し設備の延命対策を独自に行いました。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務の基準			
評価項目3	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価
	上半期評価	学区のまちづくり推進にあたり、地域の各団体と協力し事業を実施しました。学びの場となる「シニアのつどい」のアンケート調査では、「良かった」の回答が90%の大好評を得ました。また、利用者の意見聴取・ニーズ調査である窓口アンケートでは、7月～9月に実施、利用者満足度では、満足・やや満足が89.1%(評価点4.3)の評価をえることができました。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	地域のまちづくり事業として「南笠東合同フェスタ」を10月に開催し、地域住民の交流、絆を深める場となりました。学び場としては「やすらぎ学級、シニア講座、課題学習講座」なども計画どおり実施をいたしました。その他、1階サロンの壁面を活用して、作品展を年間10回開催し、多くの方に来場いただきました。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆

経営管理に関する業務			
評価項目4	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価
	上半期評価	センターの適正な管理運営を図るため、市の基準に基づいた職員配置(指定管理4名)を行いました。また、運営面の課題解決や職員間の意思疎通を図るため、月2回定例的に所内会議を実施しました。職員の能力向上を図るため、積極的に研修会に参加するようにしておりますし、中間報告書の提出、利用者アンケートも計画どおり実施いたしました。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	年間を通じ、基準に基づいた職員配置(4名)を行うことができました。職員の能力の向上、利用者の皆様へのサービスの向上が図れるよう、各種研修会にも参加いたしました。各種報告書の提出についても、指定期日までに提出いたしました。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆